

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制定 平成18年4月1日  
最終改正 平成31年3月14日

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第52条第1項及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター就業規則第22条の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の勤務時間、休日及び休暇等について定めるものとする。

## (所定勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き原則として、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分とする。

## (週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。  
2 職員の始業・終業時刻及び休憩時間は、別表第1に定めるところによる。ただし、業務の都合上必要があると認められる場合には、これによらずに別に定めることができる。  
3 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、理事長が承認した場合は、別表第1に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、同表に定める勤務時間の終了時刻の15分前とする。

## (子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第4条 理事長は、子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認められるときは、別表第2に定める勤務時間のいずれかを割り振ることができる。  
2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間に準用する。この場合において、同条第3項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

## (休日)

第5条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

## (勤務時間の延長等)

第6条 業務のために臨時の必要がある場合においては、労働基準法第36条の規定に基づき勤務時間を延長し、又は週休日若しくは休日に勤務させることができる。  
2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第2条に規定する勤務時間を通じて7時間45分を超えるときは、第3条に規定する時間に関わらず、延べ1時間の休憩時間（所定勤務時間の途中における休憩時間）を勤務時間の途中に置かなければならない。  
3 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育又は家族の介護を行う職員が請求した場合には、当該職員の正規の勤務時間外又は週休日若しくは休日に勤務する時間は、1月に24時間、1年に150時間を超えないものとする。  
4 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、第1項に規定する超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務を命じないものとする。

## (休暇の種類)

第7条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

## (年次休暇)

第8条 年次休暇は、一の年（4月1日から、翌年3月31日までの間をいう。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数と

する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日
- (2) 当該年の中途において、新たに法人の職員となった者 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数

(その他、勤務時間、休日及び休暇等)

第9条 この規程で定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇等については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の適用を受ける岩手県職員の例による。ただし、岩手県職員の例により難しいものについては、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 岩手県その他その業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関係を有するもの（以下「岩手県等」という。）に使用される者であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものの岩手県等の職員としての在職期間の末日における岩手県等の職員として付与された年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）の取扱いについては、第8条の規定にかかわらず、職員として既に付与されていたものとみなす。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

別表第2（第4条関係）

勤務時間	休憩時間
午前7時30分から午後4時15分まで	正午から午後1時まで
午前8時00分から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
午前9時00分から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで

別表第3（第8条関係）

採用された月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日